

## 特定保健指導に関する個人データの共同利用について（お知らせ）

個人情報の保護に関する法律では、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供してはならないとされていますが、同法第23条第5項第3号において、特定の者との間で共同して利用する場合は、本人の同意を得る必要はないことになっております。

このたび島根県市町村職員共済組合は、所属所と特定保健指導に関する個人データを共同利用するための覚書を締結します。

### 1 共同利用する個人データの項目

特定保健指導対象者に関する次の個人情報

組合員証記号及び番号、所属所名、企業名、部課署名、氏名、該当する保健指導区分、初回面接を受ける日時及び会場（共済組合を通じて申込みを行ったものに限る。）

### 2 共同利用の範囲

島根県市町村職員共済組合  
所属所

### 3 共同利用の目的

組合員に対して、特定保健指導を実施するにあたり、所属所における会場準備等にかかる利便性向上及び受診勧奨による利用率向上を目的とする。

### 4 個人情報の管理について責任を有する者

共済組合 島根県市町村職員共済組合個人情報保護に関する規程第3条  
に規定する個人情報保護管理者及び個人情報保護管理補助者  
所属所 所属所の長等

### 5 共同利用を希望されない場合

島根県市町村職員共済組合健康管理課までご連絡ください。

電話（0852）21-9510